

議案第50号

新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月7日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例

新居浜市個人情報保護条例（平成19年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第33条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。